

敦賀市通所型サービス・活動C及び敦賀市訪問型サービス・活動Cの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 基本方針（第4条）
- 第3章 人員に関する基準（第5条—第7条）
- 第4章 設備に関する基準（第8条・第9条）
- 第5章 運営に関する基準（第10条—第31条）
- 第6章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第32条—第35条）
- 第7章 雑則（第36条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、敦賀市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に規定する敦賀市通所型サービス・活動C（以下「通所型サービスC」という。）及び敦賀市訪問型サービス・活動C（以下「訪問型サービスC」という。）の事業に係る人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び実施要綱の例による。

（事業の一般原則）

第3条 通所型サービスCの事業を行う指定事業者（以下「通所型サービスC事業者」という。）及び訪問型サービスCの事業を行う指定事業者（以下「訪問型サービスC事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、サービスに係る事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、本市、他の総合事業実施事業者（サービス・活動事業を実施する事業者をいう。以下同じ。）、介護予防サービス事業者（介護予防サービス事業を行う事業者をいう。以下同じ。）及びその他保健福祉医療サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第2章 基本方針

（基本方針）

第4条 通所型サービスCの事業は、要支援認定者及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者

(以下「事業対象者」という。)に対して、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、通所の方法により3か月間の短期間で実施するものとする。

- 2 通所型サービスCの事業は、理学療法士又は作業療法士等が、運動器の機能向上プログラム、口腔機能向上プログラム、膝痛・腰痛対策、閉じこもり予防・支援、認知機能の低下予防・支援、うつ予防・支援等を実施することによって、要介護状態等となることの予防及び地域における自立した日常生活の支援を行うことを目的として実施しなければならない。
- 3 訪問型サービスCの事業は、通所型サービスCの事業利用者に対して、理学療法士又は作業療法士が自宅を訪問し、生活動作や環境を把握した上で、ADL（日常生活動作）やIADL（手段的日常生活動作）の改善に向けた支援を行うものとする。
- 4 通所型サービスC及び訪問型サービスCの事業は、要支援認定者及び事業対象者に対して、その心身の状況、置かれている環境等に応じたサービスを提供するとともに、セルフケア（自分で自己の健康管理を行うことをいう。）に向けた動機づけ及び学習を行うことによって、要支援認定者及び事業対象者が、地域活動の中で継続的な機能維持を推進していくことを目指して行わなければならない。

第3章 人員に関する基準

(通所型サービスCの事業を行う事業所の従業者及びその員数)

第5条 通所型サービスC事業者が当該事業を行う事業所（以下「通所型サービスC事業所」という。）には、次に掲げる第1号又は第2号のいずれかの人数の専門職員を通所型サービスCの事業を提供する時間帯を通じて置かなければならない。

- (1) 理学療法士又は作業療法士 2人以上
- (2) 理学療法士又は作業療法士 1人以上

集団への介護予防指導の経験のある健康運動指導士又は介護予防運動指導員 1人以上

2 通所型サービスCの事業の内容により、適宜、医師、歯科医師、保健師、看護師、言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士等の保健・医療の専門職による指導を行うこととする。

(訪問型サービスCの事業を行う事業所の従業者及びその員数)

第6条 訪問型サービスC事業者が当該事業を行う事業所（以下「訪問型サービスC事業所」という。）には、理学療法士又は作業療法士を1人以上置かなければならない。

(事業所の管理者)

第7条 通所型サービスC事業所及び訪問型サービスC事業所には、管理者を置かなければならない。

2 管理者は常勤とし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務及び他の事業所等の職務に従事することができるものとする。

第4章 設備に関する基準

(通所型サービスC事業所の利用定員)

第8条 通所型サービスC事業所の利用定員（当該事業所において同時に通所型サービスCの事業の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）は、15人以下とする。

(通所型サービスC事業所の設備及び備品等)

第9条 通所型サービスC事業所は、高齢者が安全に利用できるように設計された運動機能向上

のためのトレーニング機器を、5種類以上備えなければならない。

- 2 通所型サービスCの事業を提供する場所の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上としなければならない。
- 3 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮された相談室を設置しなければならない。
- 4 消火設備その他の非常災害に必要な設備及び備品を備えなければならない。
- 5 その他サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第5章 運営に関する基準

(通所型サービスCの事業のサービス提供期間、回数及び時間)

第10条 通所型サービスCの事業の1人の利用者に対するサービスの提供期間は、3か月から6か月間とする。

- 2 利用回数は、月8回程度とし、6か月間で48回を限度とする。
- 3 1回のサービス利用時間は、90分以上とする。
- 4 同一利用者に対するサービスの提供は、有効期間内において一度限りとする。
- 5 通所型サービスCの事業利用者は、訪問型サービスについては、訪問型サービスC以外は利用できないものとする。

(訪問型サービスCの事業のサービス提供期間、回数及び時間)

第11条 訪問型サービスCの事業の1人の利用者に対するサービスの提供期間は、通所型サービスCの利用期間中とし、6か月間で7回を限度とする。

- 2 1回のサービス利用時間は、初回訪問は60分程度、2回目以降は30分程度とする。

(サービス内容)

第12条 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、第4条に規定する基本方針に従い、サービスを提供するものとする。

- 2 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、利用者の心身の状況を把握し、サービスを提供しなければならない。
- 3 通所型サービスC事業者は、利用者の状態に応じて、自宅から事業所間の送迎を実施するものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第13条 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、サービスの提供開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第22条に規定する運営規程の概要、従事者の勤務体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明し、当該提供の開始について同意を得なければならない。

- 2 事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に変えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機と

を接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方法

6 前項の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（通所型サービスC計画及び訪問型サービスC計画の作成）

第14条 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所の作成した介護予防サービス・支援計画に沿って、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した通所型サービスC計画及び訪問型サービスC計画（以下「サービス計画」という。）を作成しなければならない。

2 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、利用者に対して、当該事業者が作成したサービス計画の内容について説明し、利用者の同意を得なければならない。

3 サービス計画を作成し同意を得た際には、当該サービス計画を利用者に交付しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第15条 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、サービス提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所、その他保健福祉医療サービスを提供する者との密接な連携及び当該地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第16条 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、サービス提供に関して、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所にサービス計画を交付し、密接な連携に努めなければならない。

2 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所に対する情報の提供に努めなければならない。

(サービス提供の記録)

第17条 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用者負担金の受領)

第18条 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用者負担金の一部として、サービスに係るサービス費用額から事業者を支払われるサービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、日常生活において必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用の額について、利用者から支払いを受けることができる。

3 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、前2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(領収書の交付)

第19条 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、サービスの提供に関して、利用者から利用者負担金等の支払いを受ける際には、当該支払いをした利用者に対し、領収書を交付しなければならない。

2 前項の領収書には、前条第1項及び第2項の支払いを受ける額を区分して記載しなければならない。

(緊急時等の対応)

第20条 通所型サービスC事業所及び訪問型サービスC事業所の従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第21条 通所型サービスC事業所及び訪問型サービスC事業所の管理者は、当該事業所の従業者の管理、通所型サービスC及び訪問型サービスCの事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 通所型サービスC事業所及び訪問型サービスC事業所の管理者は、当該事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第21条の2 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 通所型サービスC事業者は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

3 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第21条の3 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(運営規程)

第22条 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) サービスの内容及び利用者負担金その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第23条 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するとともに、定期的避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 通所型サービスC事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第24条 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 通所型サービスC事業者は、利用者の使用する施設、設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、通所型サービスC事業所及び訪問型サービスC事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 通所型サービスC事業所及び訪問型サービスC事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 通所型サービスC事業所及び訪問型サービスC事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 通所型サービスC事業所及び訪問型サービスC事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第25条 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、事業所の設備、その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、重要事項を記載した書面を当該通所型サービスC事業所及び訪問型サービスC事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第26条 通所型サービスC事業所及び訪問型サービスC事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、利用者及びその家族の同意を、あらかじめ書面により得ておかなければならない。

(苦情処理)

第27条 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、

当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携)

第28条 通所型サービスC事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第29条 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、市に報告しなければならない。

3 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、業務時間内における利用者の事故等に配慮し、損害賠償保険に加入しなければならない。

(虐待防止体制の整備)

第29条の2 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 通所型サービスC事業所及び訪問型サービスC事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 通所型サービスC事業所及び訪問型サービスC事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 通所型サービスC事業所及び訪問型サービスC事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(記録の整備)

第30条 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) サービス計画

- (2) 第17条に規定する具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第33条第2号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第27条第4項に規定する市への報告に係る記録
- (6) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
（事業の廃止又は休止の届出及び適宜の供与）

第31条 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1か月以内に当該サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所、総合事業実施事業者、介護予防サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第6章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（通所型サービスC及び訪問型サービスCの基本的取扱方針）

第32条 通所型サービスC及び訪問型サービスCは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（通所型サービスC及び訪問型サービスCの具体的取扱方針）

第33条 通所型サービスC及び訪問型サービスCの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本的取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) サービスの提供に当たっては、主治の医師等からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (3) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (4) 管理者は、サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、

当該通所型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係るサービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

- (5) 管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係るサービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

（通所型サービスC及び訪問型サービスCの提供に当たっての留意点）

第34条 サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、サービスの提供に当たり、アセスメントにおいて把握された課題、サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第35条 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業員に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。

- 2 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

第7章 雑則

（電磁的記録等）

第36条 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者並びにサービスの提供に当たる者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 通所型サービスC事業者及び訪問型サービスC事業者並びにサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方

法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。) によることができる。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 2 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の要綱第21条の3の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」と読み替えるものとする。
(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)
- 3 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の要綱第24条第3項の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と読み替えるものとする。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 4 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の要綱第29条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
(重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 この要綱の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の要綱第25条第3項の規定については適用しない。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。